

- ・「生産施設の名称」欄
生産工程が工場建屋単位で独立している場合は、それぞれの建屋を一つの単位として取り扱う。
- ・「施設番号」欄
工場建屋単位及び工場建屋外の機械装置単位に「セー１」から始まる一連番号を記載する。
- ・「面積」欄
原則として水平投影面積を記載する
- ・「増減面積」欄
各施設ごとの増減面積を記載する。

生産施設とは・・・（工場立地法製鋼規則第2条）

1. 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）、電気供給業における発電工程、ガス供給業における製造工程又は熱供給業における熱発生工程（以下、製造工程という。）を形成する機械又は装置が設置される建築物。
2. 製造工程等を形成する機械又は装置で前号の建築物の外に設置されるもの

※「製造工程等を形成する機械又は装置」とは・・・(工場立地法運用例規集1-3-1-1)
 原材料に最初の加工を行う工程から出荷段階前の最終の製品が出来上がるまでの工程のうち、直接製造・加工を行う工程を形成する機械又は装置及びこれらに付帯する用役施設（受変電施設及び用水施設を除く）